



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 21 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

登録販売者試験規程

(薬事衛生課)

告

示

島根県告示第276号

登録販売者試験規程を次のように定める。

平成20年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録販売者試験規程

(趣旨)

第 1 条 登録販売者試験(以下「試験」という。)の施行に関しては、薬事法(昭和35年法律第145号)及び薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(組織)

第 2 条 試験の施行のため、健康福祉部に次の職員を置く。

試験委員長 1 名

試験副委員長 1 名

試験委員 若干名

試験書記 若干名

2 試験委員長(以下「委員長」という。)には健康福祉部長を、試験副委員長(以下「副委員長」という。)には薬事衛生課長をもって充てる。

3 試験委員(以下「委員」という。)及び試験書記(以下「書記」という。)は、薬事衛生課員の中から知事が任命する。ただし、委員について必要があるときは、医薬品の取扱いに関し学識経験を有する者の中から知事が委嘱する。

(所掌事務)

第 3 条 委員長は、知事の命を受け、試験事務を管掌し、委員及び書記を指揮監督する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 4 条 委員は、委員長の指揮を受け、試験事務に従事する。

第 5 条 書記は、委員長の指揮を受け、試験における願書の処理その他試験に関する庶務に従事する。

(試験の公告)

第 6 条 試験期日、試験場所その他必要な事項は、その都度公告する。

(試験願書及び受験通知書)

第 7 条 試験を受けようとする者は、登録販売者試験願書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の願書を受け付けたときは、試験期日までに受験通知書(様式第2号)を発する。

(試験問題)

第 8 条 試験問題の内容は次の各号に掲げる科目とし、その問題数はそれぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識 20問
- (2) 人体の働きと医薬品 20問
- (3) 主な医薬品とその作用 40問
- (4) 薬事に関する法規と制度 20問
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策 20問

2 試験問題は、委員が選定し、委員長の決裁を受け封かん保管する。

(試験の施行)

第9条 試験は、次に掲げるところにより施行する。

- (1) 試験は、当日、午前10時に始めて午後 3 時に終わる。ただし、時宜により終始の時間を変更することができる。
- (2) 試験当日、受験者が出頭したときは、その出願者に相違ないことを確認した上、登録販売者試験受験票(様式第 3 号)を交付し、受験者の心得を説明する。
- (3) 試験の施行中は、監視員を置く。
- (4) 試験問題は、受験者の面前において開封する。
- (5) 試験時間は、次のアからオまでに掲げる科目の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める時間とする。

ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識 40分

イ 人体の働きと医薬品 40分

ウ 主な医薬品とその作用 80分

エ 薬事に関する法規と制度 40分

オ 医薬品の適正使用と安全対策 40分

- (6) 受験者が試験中にやむを得ない事故により試験場外へ出るときは、必ず監視員が同行する。
- (7) 監視員は、試験に関する規定に違反し、その他不正行為がある受験者に対しては、直ちに退場を命じ、その理由を詳記し、委員長に報告する。

(合格の基準)

第10条 試験の採点は、1 問につき得点を 1 点とする。

2 試験の合格者は、各科目の得点数がそれぞれ各科目の満点の 4 割以上であって、かつ、各科目の得点数の合計がおおむね各科目の満点の合計数の 7 割以上である者とする。

(試験の合格者)

第11条 知事は、試験に合格した者に合格証(様式第 4 号)を交付し、登録販売者試験合格者名簿(様式第 5 号)に登載する。

2 知事は、試験に合格した者の受験番号を公告する。

第12条 前条の規定により合格証の交付を受けた者は、合格証の記載事項に変更を生じたときは、書換え交付を申請することができる。この場合には、合格証及び変更の事実を証する書類を添えなければならない。

2 合格証の交付を受けた者は、当該合格証を汚損し、又は失ったときは、再交付を申請することができる。この場合には、汚損した合格証を添えなければならない。

3 前 2 項に規定する申請は、登録販売者試験合格証書換え(再交付)申請書(様式第 6 号)によらなければならない。

4 第 2 項の規定により合格証の再交付を受けた後失った合格証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

附 則

この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

本籍地都道府県名
 (日本国籍を有しない者にあつては、その国籍)
 住 所
 連 絡 先
 (電話番号)
 氏 名 印
 生年月日 年 月 日 (歳) 性別 ()

登録販売者試験願書

次のとおり登録販売者試験を受けたいので出願します。

受 験 資 格	薬事法施行規則第159条の 5 第 2 項 第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号 第 6 号 (該当する号に 印をつけること。)
受 験 希 望 地	

添付書類

- 1 受験資格を証する書類
- 2 写真 (出願前 6 月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの) を受験票 (様式第 3 号) にはり、氏名及び撮影年月日を記載したもの 1 通

様式第 2 号 (第 7 条関係)

【受験番号 】
年 月 日

様

島根県知事

印

受験通知書

年度登録販売者試験を下記のとおり実施します。

記

1 試験日時 年 月 日 時

受付

試験科目 1

試験科目 2

2 試験会場

3 持参品 本通知書、筆記用具

4 注意事項

(1) この通知書を試験会場入り口の受付に提出し、受験票の交付を受け、係員の指示に従うこと。

(2) 指定時刻に遅れた場合は、受験できないことがあります。

様式第 3 号 (第 9 条関係)

年度登録販売者試験受験票

受験番号

氏 名

写真貼付

撮影年月日 年 月 日

様式第 4 号 (第11条関係)

32 - -

合格証

本籍地

氏 名

生年月日

年

月

日

年 月 日施行の登録販売者試験に合格したことを証する。

年 月 日

島根県知事

印

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

本籍地都道府県名

(日本国籍を有しない者にあつては、その国籍)

住 所

連 絡 先

(電話番号)

氏 名

印

生年月日 年 月 日(歳)性別()

登録販売者試験合格証書換え(再交付)申請書

次のとおり、合格証の書換え(再交付)を申請します。

合格証の番号及び合格年月日	32 - - 年 月 日
書換え(再交付)の理由	

注1 申請の理由欄には、姓の変更、汚損、亡失等の理由を記入すること。

2 添付書類

姓の変更にあつては、戸籍記載事項証明書

汚損にあつては、汚損した合格証